

【補聴器の申請について】

対象となる人は、聴覚障害の内容の身体障害者手帳をお持ちの方です。
補助を受けるには、事前に申請する必要があります。先に補聴器を購入
されると補助が受けられなくなりますので、ご注意ください。

世帯のうち最多納税者の市民税所得割税額が46万円以上の場合は公費補助できません。
補聴器には基準額が決められていますので、基準額以上は補助できません。なお、原則1割を
自己負担していただきます。(負担上限額は世帯の市民税額に応じて定められています。)

《補聴器申請の手順》

補聴器装着意見書を病院で書いてもらう。

所定の用紙は市役所障害福祉課(1階13番窓口)にあります。

身体障害者福祉法第15条の規定に基づき指定された医師(補聴器適合判定研修会修了の
医師を含む)による意見書が必要です。

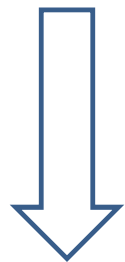


市役所障害福祉課にて申請・聞き取り調査等

事前に予約が必要です

- ・申請書の記入
 - ・聞き取り調査(本人同席)
 - <必要な持ち物
- 1.補聴器装着意見書
 - 2.身体障害者手帳
 - 3.印鑑
 - 4.補聴器(現在使用している人)

約
1
ヶ
月
か
か
り
ま
す



兵庫県身体障害者更生相談所にて文書判定



市役所より申請者に交付決定通知書を送付

補聴器は直接、業者で受け渡しになります。利用者負担額がある場合は、合わせて業者にお支
払ってください。

〒666-8501 川西市中央町12-1
川西市役所 障害福祉課(1階13番窓口)
TEL 072-740-1178(直通)
FAX 072-740-1312